

311 関連日本語教材作成プロジェクト実施報告

青 木 惣 一

【要旨】

本稿は、センターにおいて実施した 311 関連日本語教材作成プロジェクトについて、その目的や作成方針、そして教材の概要を報告するものである。このプロジェクトは、東日本大震災が日本に与えた影響の広がり大きさから、日本の専門家になるため日本語を学習する者にとって極めて重要であるとの認識から企画されたが、そこで問題となったのは、学習者と教員の 311 に対する意識の違いであった。そこで、このような齟齬にどう対応し、いかに学習者の関心や問題意識に結びつけていくかについて基本方針を策定し、教材を作成することにした。本稿では、教材作成の基本方針、そしてその中心コンセプトを主に紹介し、プロジェクトの活動報告を行う。

【キーワード】

東日本大震災、部外者、著作権、新聞、日本専門家

1 プロジェクトの概要

2011 年 3 月 11 日、東北地方を中心に未曾有の大惨事が襲った。東日本大震災である。日本研究センター（以下、センターと略す）は神奈川県横浜市に位置しており、実施中であった 2010-11 年度レギュラープログラムの中止、そして e ラーニングによる授業への切り替え等、様々な対応を余儀なくされることとなったものの、幸いに教職員、学生の人的被害は生じず、震災の被災者とはならなかった。しかしその後の日本社会の混乱は、原発事故の影響を始め、あらゆる面で継続的に続き、たとえ人的・物的被害をほとんど受けなかった人々にとっても、震災は、単なる「災害」の枠を超え、人々の根本的な考えや行動にも影響を及ぼす、極めて重大な出来事であるように感じられた。

このような状況を受け、311 を取り上げた日本語教材を作成することが計画された。¹日本関係の専門家になろうとするセンター学生はもちろん、日本に興味を有する多くの日本語学習者にとっても、これだけ大きく、深刻な影響を及ぼし、尚かつ収束もしていない 311 を話題として学習することは極めて当然でもあり、またセンターの日本専門家の養成という使命から言えば、必須であるとさえ言えるように思われたからである。

しかし、このような教員側の意識は、必ずしも学習者側に共有されているものではなかった。学習者側からすると、それが確かに大きな災害であったことは理解できるものの、その基本的性格は災害なのであり、自分たちはある意味、部外者であるとの立場であった。

2012年12月に行われたセンターにおけるアンケートの結果²では、45.7%の学生が311に対する興味を有する一方、311について研究をしたい学生の割合は21.8%にすぎず、31.4%は興味がないと答えている。311に対する興味は、単にそれが大規模な災害だったからという、極一般的な興味に留まっていると言えた。

教材は、本来、学習者の必要とするもの、希望する事柄を取り上げるべきとの考えからすれば、学習者側のニーズがそれほど高いとは言えない以上、教材化を断念するという方向もあり得た。しかし、教師側には、311が日本に関連する事柄を学習する学生にとって極めて重要な事柄であるという認識が強く存在した。そこで、このような教師側の重要性の認識と学生側の部外者意識という311に対する意識の齟齬に対応しつつ、311の教材化が可能かについて検討することとした。そして、教材開発にあたり、以下のような3つの方針をたてた。

2 教材の作成方針

基本方針1：問題意識との関連づけ：事実そのものよりも、事実に対する対応を扱う

事実の正確な理解が重要であることは言うまでもないことだが、事実だけを扱うと、その事実は基本的に自分にではなく、単に過去に他人に起きた事柄だという「部外者意識」が生じることとなる。しかし、そのような出来事がどのような影響を及ぼし、それに対して、どのような対応がなされたのかという点に焦点を充てることで、今現在にも関わる話題となるのではないかと考えた。事実そのものの学習から、事実をめぐる行動、言説の学習とすることで、学習の焦点が事実から人々の考えや行動へと移り、そこに文化性が見える。ここに日本語教育で311を扱う意義が生じると考えたのである。この点は言い換えれば、「311を学ぶ」から、「311で学ぶ」への移行とも言えるかも知れない。つまり、「311で」と言った時、そこで学ぶべき対象が311とは別に存在する。その学ぶべき対象が、学習者が日本語を学ぶ目的と関わりがあれば、「部外者意識」はなくなると考えられる。

基本方針2 現在との関連づけ：収束した過去の出来事ではなく、現在も進行する混乱の過程として扱う

311の重要性として認識されることの一つに、その時間的影響の長さもある。311を過去の静的な出来事ではなく、現在も続く混乱状態あるいはそのことへの対処の過程として捉えることは、学習者の現在の問題意識との関連づけへと繋がると考えた。

基本方針3：多様な分野における影響を多様な視点から扱う

311 の事実性よりも、行動や対処過程そのものに焦点を当てるとするならば、当然それは多様な分野における311の影響を、多様な視点から扱うものとならざるを得ない。その意味において、ある一つの事柄を扱う単独教材ではなく、様々な観点や立場からの教材群によって、その輪郭を示すことが必要となると考えた。

以上の三点が、311教材作成の基本方針である。これらにより、「部外者意識」が払拭され、学習者が自身の問題として、自身の問題意識の中で扱うことが出来るようになるのではないかと考えた。³

3 作成教材

以上の作成方針に基づき、311関連日本語教材作成プロジェクトが開始された。このプロジェクトは、311に関連する話題を有する中上級日本語学習者対象の日本語教材を作成するものである。その目的として、一般日本語力の養成だけでなく、311という出来事を通して日本社会、日本文化の理解を養うということも強く意識することとした。教材はセンターでの利用のほか、日本語や日本について学習している中上級日本語学習者一般にも使用してもらえるようにするため、ネットによる教材の無料配信を行う。同時に、この教材を基にした、高校生対象の日本語学習教材を作成することも重要な目的の一つとされた。

教材は、以下の3つの教材群およびそこから作られた高校生向け教材からなる。⁴第1の教材群は、事実に焦点を当てた教材群である。ここでは、311当時の報道記事を読み進めることで、311関連の背景知識を身につけ、関連語彙を学習し、併せて当時の報道の様子も知るというものである。

第2の教材群は、報道に焦点を当てた教材群である。ここでは新聞やニュースなどでの報道のされ方を中心に学習し、311の影響やその対応について学んでいくものである。

第3の教材群は、様々な専門分野での言説に焦点を充てた教材群である。様々な分野で、311がどのように影響し、何が問題として浮かび上がったか、あるいはどのような混乱状態が生まれたのかを見ていくものである。以下、この3つの教材群について詳述する。

3-1 第1教材群：事実に焦点をあてた教材群

ここでは、最低限の背景知識と関連語を身につけ、第2、第3の教材群に繋げる目的で、「地震・津波」、「原発事故」、「救援活動」、「帰宅難民」、「海外の反応」という5つのトピックを選び、教材化した。それぞれのトピックにおいて、新聞記事の他、関連す

るニュース等のビデオ映像も授業で用い、各種クイズや解説、単語表、文型リスト、慣用表現リスト、内容確認問題、ディスカッショントピック等を用意した。

これらの教材と新聞記事はすべて2014年6月～2015年6月まで、インターネット上に無償公開された。

基本的には、新聞記事の報道文を用いて学習を進めていく教材であるが、特殊な語彙が多く、そのままでは教材化が難しかった。そこで、扱う部分を見出し、リード、本文の一部に限定し、必要に応じて記事をリライトしたのも加えて学習のコントロールを行った。

3-2 第2教材群：報道に焦点を充てた教材群

第二部は報道に焦点を充てた教材である。基本方針2で、311そのものよりも、311を巡る人々の行動・言説に注目するとしたが、それが端的に表れるのが報道であろうと考えた。ある事柄が「事実」としてどのように「報道」という行動・言説をもってなされたかを見ていくものである。主に事実報道を扱うが、それを様々な視点で分析的、批判的に見ていく。この教材群に含まれる教材として、「翌日の新聞」と「悲劇」を作成した。

「翌日の新聞」というのは、大震災翌日の読売新聞朝刊の全20ページを対象として、様々な分野への影響と新聞報道のされ方を学習していく教材である。それらの見出しや記事の一部、そして広告やテレビ欄、スポーツ欄に至るまでを学習する。各面については、学習すべき記事とその解説、単語表などが準備されている。

これらの教材と新聞記事はすべて2014年6月～2015年6月まで、インターネット上に無償公開された。なお、この教材は、当初、ウェブ教材とする予定で、試作版も作成したが、新聞記事の著作権の問題で実現することができなかった。

また、マスコミで多く取り上げられた代表的な「悲劇」の例として、南三陸防災庁舎と大川小学校を取り上げて教材化した。この教材は、出版社、新聞社から無償利用の許諾が得られたため、現在もインターネット上に公開されており、誰もが自由にダウンロードして学習することが出来る。

3-3 第3教材群：様々な専門分野での言説に焦点を充てた教材群

第三部は、様々な専門分野での言説（影響）に焦点を充てた教材である。様々な分野における311の扱い、影響、混乱、課題を見ていき、いわば311を通して様々な分野の理解を深めようとするものである。

中心となっているのは、「311とまんが」である。東日本大震災を題材とするまんがを学習することで、まんがという表現メディアの意義や可能性を検討しようとする教材である。3人の作家による5つの作品を教材化した。うち、「3・11東日本大震災 君と見た風景」と「さんてつ」については、作者の無償利用の許諾が得られたため、現在、ネット上に公開されている。

例えば、遺体を洗う警察官が登場した「さんてつ」を用いた授業においては、マンガ以外で同様の話題は扱えないのではないかと指摘が学生からあった。また、同時にまんがという表現メディアによって初めて表現されることができ、それによって見えてきた事柄、例えば日本人の死生観と言った事柄、ここではなぜ死体を拭かなければならないのかと言った事柄にまで議論が及んだ。これらの点は、この教材が震災と表現メディアや日本文化とを結びつけることに至ったと考えることができる。

なお、「3・11東日本大震災 君と見た風景」については、主にそこに現れるオノマトペを学習する高校生向けの教材も作られ、無償ダウンロードが可能となっている。

残る3作品については、まんが自体の許諾は得られたが、そこで使われている文字フォントの許諾を得ることができず、公開に至らなかった。

以上の「311とまんが」のほか、人類学、ビジネス、政治経済等、様々な分野への311の影響を学習する教材が作成された。これらは、本校の専門別日本語のコースにおいて使用されており、ネット上への無償公開はされていない。

4 教材の使用

以上、述べた教材群を作成し、センターでの実施やネット上への無償公開等を行った。結果、概ね評価は高かったが、やはり地震そのものについては、一部の特に関わりを持った学生を除き、年月が経つにつれて、学生の興味は全般的に薄れていることは否めない。震災後5年を経た現在、事実を扱う第1教材群は、その扱いが難しくなっているように思える。

しかしその一方、第3教材群については、その興味についてあまり変化が見られないように感じる。これらは、それぞれの分野に興味のある学生を対象にした311関連教材であることから、自らの専門や興味に結びつけやすいということが理由だと考えられる。たとえば大衆文化の日本語コースで実施された「311とまんが」については、311をマンガで表現することの意味や可能性が論じられ、まんがのメディアとしての特性が論じられるに至った。今後もますます年月が経つにつれて地震そのものに対する関心が薄れていくことが予想される中、第3教材群については、教材に対する興味が失われないように感じられた。

図1 教材公開ウェブサイト



第2教材群の教材については、センターの授業で使用しておらず、主に外部の一般学習者を対象として作成し、専らネットからのダウンロードによる普及を目指した。東日本大震災についての記録的・資料的な価値のある教材であるという評価を得ることができ、日本専門家の養成という本校の使命にも十分に適い、教材の価値は高いと考える。しかしその一方、新聞記事の利用許諾の制限で、その公開が1年間に限られてしまい、現在はせっかくの教材を公開することができなくなっていることは非常に残念に思う。今後も引き続き、できるだけ多くの人に使ってもらえる方策について検討していきたいと考える。

5 教材の著作権処理

最後に、本プロジェクトを進めるに当たって必要となった著作権処理についてまとめて報告する。

米国においては、著作権の一般例外規定であるフェアユース規定が存在する (17 U.S.C. 107)。そのため、いくつかの条件はあるものの、教育・非営利目的であれば、原則として著作権の許諾を必要としない。

一方、日本においては、著作権法第35条で、教室での教育に限り、「必要最小限」であれば、資料のコピーが予め著作権許諾なしに行うことが可能だが、その条件は非常に厳しくされている。更に、デジタル化とネット上での送信については、遠隔授業についての規定が第35条第2項で定められているが、これは、教室内での授業のリアルタイム送信についてのもので、オンデマンドにおける利用の条項は存在せず、著作権制限は一切行われない。

本プロジェクトは、このような現状のもとで、教材で用いられる全ての資料について、著作権許諾を求める必要があった。本プロジェクトの趣旨に賛同し、無償利用を許可した著作者・出版社・新聞社もあり、プロジェクトの進展に助けとなったが⁵、大手新聞社の新聞記事については、記事一つ一つについてその使用料が必要となり、使用期間が1年と限定されているにもかかわらず、その額は高額となった。このプロジェクトは営利を目的としたものではなく、また、東日本大震災を報じた新聞記事という、あらゆる人々にとって極めて重要で記録的価値を有するとも思えるものについても、その教材としての共有が制限されることになったことは非常に残念であった。先述の通り、教材の形態についても、当初の計画の変更を余儀なくされる場面も少なくなく、現在の著作権法制に疑問を感じることも少なくなかった。

現在、日本における著作権制限について、フェアユースのような一般制限規程が議論されており、教育利用についての法規定も近い将来、変わる可能性もある。法制度の変化を視野に入れつつ、本プロジェクトの趣旨と意義の理解を根気強く進める努力をすると同時に、現状においても可能な限り多くの学習者に使用してもらえる方策について、今後も引

き続き検討し、実践していきたいと考える。

注

- 1 本プロジェクトは "Curricular Innovation: 311 The Great East Japan Earthquake and Tsunami-Aftermath and Consequences" として、米日財団 (U.S.-Japan Foundation) の助成を賜った。著作権等の様々な要因により当初の計画の変更を余儀なくされることも多かったにもかかわらず助成を続けていただき、感謝に堪えない。この助成なしに本プロジェクトを実施することは到底できなかった。ここに記して感謝の意を表したい。
- 2 A. Sato (2013) による。
- 3 本プロジェクトは、その実施中の 2013 年に 2 回にわたり活動報告を行っている (青木 (2013)、S. Aoki (2013))。実際の教材については、そこでの報告と異なる部分も多いが、教材作成の基本コンセプトについては、これらの発表においてまとめられた内容と重なる。
- 4 高校生用の教材作成は、プロジェクトマネージャーである Norman T. Masda 先生が担当された。本稿においては、一般向けの教材群について詳述する。
- 5 以下の方々には、本プロジェクトの趣旨にご賛同をいただき、無償でネット上での公開を認めていただいた。改めて感謝の意を捧げたい。

『3.11 東日本大震災 君と見た風景』 (ぶんか社) 作者 平井寿信 様

『さんてつ』 (新潮社) 作者 吉本浩二 様

『あの日からのマンガ』 (エンターブレイン) 作者 しりあがり寿 様

『再び、立ち上がる！ 河北新報社、東日本大震災の記録』 河北新報社編集局の皆様

資料 参考 プロジェクト活動記録

- 2011年 11月 日本研究センター内の 311 関連教材作成プロジェクト案の作成。
- 2012年 1月 "Curricular Innovation: 311 The Great East Japan Earthquake and Tsunami-Aftermath and Consequences" というプロジェクトを作成し、U.S.-Japan Foundation へ申請。
- 2012年 5月 上記プロジェクトの助成が決定される。
- 5月 2012-13 年度レギュラーコースの 9-10 月に使用するための 311 関連教材「東日本大震災」(「地震・津波」、「原発事故」、「救援活動」、「帰宅難民」、「海外の反応」) の作成開始。
- 7月 311 関連の専門別日本語教材(「311 と人類学」、「311 と政治」、「311 とマンガ」等)、および震災翌日の新聞全紙面を教材化する「翌日の新聞」

- の作成を開始。
- 2013年 9月 2012-13年度レギュラーコースで「東日本大震災」教材を全クラスで実施。
- 2013年 1月 311関連専門別日本語教材の使用開始。
- 1月 ハーバード大学でプロジェクトの概略について発表。(A. Sato(2013))
- 2月 読売新聞社への新聞記事使用許諾を申請。教材完成後に再度申請することとなる。
- 2月 「311とまんが」で使用希望のまんが作品3点について、使用許諾を申請。
- 3月 まんが作品1点の使用について無償使用の許諾を取得。
- 3月 「翌日の新聞」のウェブ教材化試作版が完成。
- 3月 AATJ (American Association of Teachers of Japanese) の春季大会にてプロジェクトと作成教材の概略を発表。(青木 (2013))
- 6月 教材「悲劇」の作成開始。
- 7月 教材「東日本大震災」を一般向け教材へと改訂。
- 9月 スタンフォード大学にて東日本大震災への対応についてのパネルディスカッションでプロジェクトの概略および高校生向け教材作成プロジェクトの概略について発表。(S. Aoki (2013))
- 9-10月 311関連教材の2013-14年度レギュラーコースでの使用。
- 11月 教材の一部を英語に翻訳開始。
- 2014年 1月 教材「悲劇」完成。
- 1月 教材「311とまんが」完成。センターレギュラーコースでの使用。
- 2月 教材「翌日の新聞」完成。
- 3月 読売新聞社、朝日新聞社、日本経済新聞社、河北新報社、筑摩書房、ぶんか社、新潮社への著作権申請。河北新報社、マンガ二点の無償使用許諾取得。
- 3月 翻訳作業の終了。
- 3月 著作権を考慮し、教材を改変。ウェブ化教材のPDF版への改変。
- 4月 読売新聞社、朝日新聞社、日本経済新聞社への記事使用料払い込み。
- 5月 新聞記事利用許諾更新申請。新規と同様の使用料が必要なため、更新を断念。
- 6月 本校ウェブページ上での教材無料ダウンロードサービス開始
(http://www.iucjapan.org/html/311_material_e.html)。
- 6月 新聞記事利用許諾期間満了のため、新聞記事を使った教材のダウンロードサービスを終了。「311とまんが」「悲劇」についてはサービスを継続。
- 2016年 3月 まんがを使った高校生向け教材の無償ダウンロードサービスを開始。

参考文献

- Ari Sato (2013), "Our efforts toward Japan's 2011 disaster and future possibilities: Limitations and possibilities of the digital archive from the viewpoint of the Japanese language education field" in Opportunities and Challenges of Participatory Digital Archives: Lessons from the March 11, 2011 Great Eastern Japan Disaster, Harvard University
- 青木惣一 (2013), 「311 に関する包括的日本語教材の作成」 2013 AATJ Annual Spring Conference, Manchester Grand Hyatt, San Diego, California
- Soichi Aoki (2013), "Japanese Language Teaching Materials to Provide a Comprehensive Approach to the Teaching of 311 Related Events - Beyond the Insider/Outsider Dichotomy" in the IUC 50th Anniversary Symposium, The Bechtel Conference Center Encina Hall, Stanford University